

消食表第 770 号
令和 6 年 8 月 30 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

令和 6 年 5 月 31 日に第 2 回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合において「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」が取りまとめられたことを踏まえ、機能性表示食品に係る所要の改正を行った食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 71 号）が、令和 6 年 8 月 23 日に公布され、同年 9 月 1 日に施行されます。

これに伴い、改正後の機能性表示食品制度が適切に運用されるよう、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）のうち機能性表示食品について定めた「別添 機能性表示食品」の全部について別紙のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。